# 吸収分割に関する事前開示書類

（会社法第782条第１項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

（会社法第794条第１項及び会社法施行規則第192条に定める書面）

2022年11月21日
日新製糖株式会社
日新製糖分割準備株式会社

# 吸収分割に関する事前開示書類

日新製糖株式会社
東京都中央区日本橋小網町14番１号
代表取締役CEO　樋口　洋一

日新製糖分割準備株式会社
東京都中央区日本橋小網町14番１号
代表取締役社長　大久保　亮

日新製糖株式会社（以下「日新製糖」といいます。）と、日新製糖の完全子会社である日新製糖分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、日新製糖を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、日新製糖のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業を、2023 年１月１日（予定）を効力発生日として、分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を 2022 年 11 月８日に締結いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 192 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

１．本吸収分割契約の内容
別紙１のとおりです。

２．本吸収分割の対価の相当性に関する事項
本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。分割準備会社は日新製糖の完全子会社であることから、かかる内容は相当であると判断いたします。

３.会社法第 758 条８号に関する事項
該当事項はありません。

４．本吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

５．吸収分割会社についての次に掲げる事項
（１）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙２のとおりです。

（２）吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①　経営統合契約書の締結
日新製糖は、(i)日新製糖を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）

を行うことにより、日新製糖が、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に日新製糖の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、日新製糖が、分割準備会社との間で、本吸収分割を行うことにより、日新製糖のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、日新製糖の商号を変更し、本株式交換及び本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022 年９月 29 日、伊藤忠製糖との間で経営統合契約書を締結しております。

② 株式交換契約書の締結

日新製糖は、伊藤忠製糖との間で、2022年９月29日、本株式交換に係る株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しております。

なお、日新製糖は、2022年12月６日開催予定の日新製糖の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、第１号議案「株式交換契約承認の件」のご承認を得て、本株式交換契約に基づき伊藤忠製糖との株式交換を行うことを予定しております。

③ 資本業務提携契約書の締結

日新製糖は、伊藤忠製糖との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の効力の発生を条件として、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び伊藤忠商事との間で、本経営統合の目的の実現及び経営統合後の持株会社の持続的な成長と企業価値の向上をサポートすることを目的とした資本業務提携を行うこととし、2022 年９月 29 日、住友商事及び伊藤忠商事との間で資本業務提携契約書を締結しております。

④ 中間配当の実施

日新製糖は、2022 年 11 月８日開催の取締役会において、2023 年３月期に係る中間配当として、2022年９月30日を基準日とする１株当たり33円の剰余金の配当を行う決議をいたしました。

６．吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

（１）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙３のとおりです。

（２）吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

７．本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（１）日新製糖について

日新製糖の 2022 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 56,717 百万円及び7,573百万円であり、本吸収分割によって、日新製糖が分割準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、それぞれ37,670百万円及び3,877百万円です。また、2022年３月 31 日から現在に至るまで、日新製糖の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。なお、本吸収分割と同日に効力を生じる予定の本株式交換において、日新製糖が交付する交換対価はすべて日新製糖の普通株式とすることが予定されています。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の日新製糖の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の日新製糖の収益及びキャッシュ・フローの状況について、日新製糖の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、日新製糖の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

（２）分割準備会社について

分割準備会社は2022年10月３日に設立され、その成立の日の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ100百万円及び０円であり、本吸収分割によって、分割準備会社が日新製糖から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、それぞれ 37,670 百万円及び 3,877 百万円です。また、2022年10月３日から現在に至るまで、分割準備会社の資産の額及び負債の額並びに分割準備会社が日新製糖から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、分割準備会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙１　本吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 吸収分割契約書

日新製糖株式会社（以下「**本分割会社**」という。）及び日新製糖分割準備株式会社（以下「**本承継会社**」という。）は、2022 年 11 月 8 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

本分割会社は、本契約の規定に従い、本承継会社を承継会社、本分割会社を分割会社とする吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）の方法により、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く本分割会社の全ての事業（以下「**承継対象事業**」という。）に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）を本承継会社に承継させ、本承継会社はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

本承継会社及び本分割会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 本承継会社

商号： 日新製糖分割準備株式会社（本効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）付で日新製糖株式会社に変更予定）

住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号

(2) 本分割会社

商号： 日新製糖株式会社（本効力発生日付でウェルネオシュガー株式会社に変更予定）

住所： 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 本承継会社は、本吸収分割により、本分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務その他の義務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。なお、当該承継される債務その他の義務について、本分割会社が会社法第 759 条第 2 項に基づきその履行その他の負担をしたときは、本分割会社は本承継会社に対してその履行その他の負担をした全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

本承継会社は、本吸収分割に際し、本承継会社が前条第 1 項に基づき承継する承継対象権利義務の対価の交付を行わない。

第 5 条（本承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により本承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第 6 条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2023 年 1 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本分割会社及び本承継会社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、伊藤忠製糖株式会社と本分割会社との間の 2022 年 9 月 29 日付株式交換契約書に基づく株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第 7 条（株主総会）

1. 本分割会社は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認を求める。
2. 本承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約についての同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第 8 条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、本分割会社及び本承継会社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 9 条（競業避止義務の免除）

本分割会社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本分割会社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii) 法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は (iii) 第 8 条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、本分割会社及び本承継会社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 11 月 8 日

本分割会社： 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号
日新製糖株式会社
代表取締役会長 CEO　　樋口　洋平

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 11 月 8 日

本承継会社：　東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号
日新製糖分割準備株式会社
代表取締役　　大久保　亮

吸収分割契約書　別紙

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、本吸収分割により本承継会社が本分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。

記

1. 資産

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の資産。但し、以下の各号に定めるものを除く。

(1) 本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が保有している伊藤忠製糖株式会社の株式及び本承継会社の株式

(2) 本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の不動産（以下「**本件不動産**」という。）

(3) 関係会社貸付金

(4) よみうりゴルフ倶楽部会員権

2. 知的財産権

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものを含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。但し、商標権を除く。

3. 負債及び債務

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して負担している一切の負債及び債務。但し、以下の各号に定めるものを除く。

(1) 借入金

(2) 未払利息

(3) 未払配当金

(4) 本件不動産に係る資産除去債務

(5) 公租公課（但し、本承継会社への承継につき関連当局等の許可、認可又は承諾等が得られたものは除く。）

4. 契約（労働関連契約を除く）

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

但し、以下に定める契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(1) 会計監査人との間で締結している監査契約及びこれに附帯又は関連する契約

(2) 株主名簿管理人との間で締結している株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約

(3) 金融機関との間で締結している本分割会社の株式事務のための預金口座に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約

(4) 本分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結している上場契約及びこれに附帯又は関連する契約

(5) 本分割会社の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他の保険に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約

(6) 以下に定める契約並びにこれらの契約において企図されている取引に関して締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約

(i) 本分割会社及び伊藤忠製糖株式会社との間の 2022 年 9 月 29 日付経営統合契約書及びこれに付随関連する契約

(ii) 本分割会社及び伊藤忠製糖株式会社との間の 2022 年 9 月 29 日付株式交換契約書

(iii) 本分割会社、伊藤忠商事株式会社及び住友商事株式会社の間の 2022 年 9 月 29 日付資本業務提携契約書

(7) 本吸収分割により本分割会社から本承継会社に承継されない資産、知的財産権又は負債及び債務に附帯又は関連する契約

5. 労働関連契約

(1) 雇用契約等

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が本分割会社の従業員（出向者を含む。）との間で締結している一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

(2) 労働協約等

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が日新製糖労働組合との間で締結している一切の労働協約のうち、労働組合法第 16 条に定める基準以外の部分の全て。

6. 許認可等

本分割会社が承継対象事業に関連して取得している一切の許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

以上

別紙２　日新製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、全国的に新型コロナワクチンの接種が進展したこと等を契機として持ち直しの動きがみられました。一方で、変異株による新型コロナウイルス再拡大およびロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの急激な高まりを受け、各種商品市況の高止まりや金融市場への影響により景気が下振れするリスクも依然として抱えており、先行きは不透明な状況となっています。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症対策を伴う新しい生活様式により社会・経済活動が行われた結果、国内砂糖消費の減少に歯止めがかかり、売上収益は46,062百万円（前期比5.2％増）となりました。一方で、原料調達コスト・エネルギーコスト等の上昇により、営業利益は2,164百万円（同1.9％減）、税引前利益は2,414百万円（同0.6％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,715百万円（同51.4％増）となりました。なお、前期は健康産業事業において、税効果会計における回収可能性の見直し等を実施し、税負担率が増加しています。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

#### 砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、1ポンド当たり14.71セントで始まり、主要生産国であるブラジルの干ばつや降霜による供給面での不透明感の強まりにより、11月中旬には約4年9ヶ月ぶりの高値となる20.69セントまで値を上げました。その後は、タイ・インドでの増産予想等で上値が重い状況下、変異株による新型コロナウイルスの感染拡大懸念や原油をはじめとする国際商品市場から投機資金が流出したことから値を下げました。3月に入ると、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの急激な高まりを受け、原油をはじめとした各種商品市況の高まりや資源国であるブラジルの通貨高などを背景に海外原糖市況は値を上げ、19.49セントで当期を終了しました。

| 海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）） | | | |
|---|---|---|---|
| 日　付 | セント/ポンド | 円/kg | 為替（円/ドル） |
| 始値　2021年4月1日 | 14.71 | 36.27 | 111.84 |
| 高値　2021年11月18日 | 20.69 | 52.54 | 115.18 |
| 安値　2021年4月1日 | 14.68 | 36.20 | 111.84 |
| 終値　2022年3月31日 | 19.49 | 53.02 | 123.39 |

（注）1ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖1kg当たり192～193円で始まり、海外原糖市況の高騰を受け、8月初旬に6円、1月中旬にも6円と合計12円上昇し、204～205円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、新しい生活様式の定着や緊急事態宣言の解除等により、製菓・製パン販売等が回復し、土産菓子、外食関係についても一部回復がみられたことにより、業務用製品が増加しました。また、当社独自製品のきび砂糖や梅酒向け氷砂糖の出荷が好調に推移したこと等により、一部家庭用製品は増加しました。その結果、砂糖全体の出荷量は前期を上回りました。利益面においては、海外原糖市況の高騰を受けた原料調達コストの上昇をはじめ、エネルギーコストおよび物流コスト等の上昇により、前期を下回りました。

ツキオカフィルム製薬株式会社の売上収益につきましては、食用純金箔事業において百貨店・路面店等の一部業種における需要が回復しているものの、フィルム事業においてフィルム石鹸の需要が一巡したこと等により、前期を下回りました。

以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上収益は42,172百万円（前期比4.6％増）、セグメント利益は1,976百万円（同32.3％減）となりました。

## 健康産業事業

健康産業事業につきましては、総合フィットネスクラブ７店舗、女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ５店舗およびコンパクトジム18店舗を関東地方において運営しています。会員数は前期よりも増加しましたが、回復基調は鈍く、度重なる緊急事態宣言の延長やまん延防止等重点措置により一部店舗で休業や時短営業を実施した影響から、依然として厳しい状況が続いています。このような状況のもと、引き続き感染防止策を徹底し、新しい生活様式に沿った効率的な事業運営を行ったことや休業や時短営業等の対象店舗・期間が限定的になり営業日数が増加したこと、月会費を値上げしたこと等によって売上収益は2,317百万円（前期比15.4％増）、セグメント損失は71百万円（前期はセグメント損失972百万円）となりました。

## 倉庫事業

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入建材の取扱量が増加したことにより売上収益は1,571百万円（前期比9.7％増）、セグメント利益は259百万円（同0.2％増）となりました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,737百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、458百万円となりました。その主なものは、今福工場（大阪市城東区）の経年劣化等による設備更新121百万円およびきび砂糖生産設備の増強38百万円、本社（東京都中央区)のシステム投資等による設備更新83百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、1,013百万円となりました。その主なものは、店舗賃貸借契約更新878百万円であります。

倉庫事業における設備投資の総額は、265百万円となりました。その主なものは、受変電設備更新155百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

## (2) 財産および損益の状況

| 区分 | | 日本基準 | IFRS | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第８期<br>(2019年３月期) | 第８期<br>(2019年３月期) | 第９期<br>(2020年３月期) | 第10期<br>(2021年３月期) | 第11期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年３月期) |
| 売上高／売上収益 | (百万円) | 48,755 | 47,829 | 47,809 | 43,767 | 46,062 |
| 営業利益 | (百万円) | 3,167 | 3,356 | 2,858 | 2,206 | 2,164 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益 | (百万円) | 2,336 | 2,561 | 2,173 | 1,132 | 1,715 |
| １株当たり当期純利益／基本的１株当たり当期利益 | (円) | 105.80 | 116.01 | 98.43 | 51.29 | 77.63 |
| 総資産／資産合計 | (百万円) | 62,235 | 64,267 | 60,798 | 61,316 | 61,134 |
| 純資産／資本合計 | (百万円) | 51,188 | 48,181 | 48,039 | 48,543 | 48,904 |
| １株当たり純資産／１株当たり親会社所有者帰属持分 | (円) | 2,318.42 | 2,182.25 | 2,175.84 | 2,197.84 | 2,213.29 |

（注）１．第９期(2020年３月期)よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第８期(2019年３月期)のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
２．科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第８期(2019年３月期)の期首から適用しております。
４．第９期(2020年３月期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第８期(2019年３月期)の日本基準の総資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を遡及して反映させています。

## 売上高／売上収益 （単位：百万円）

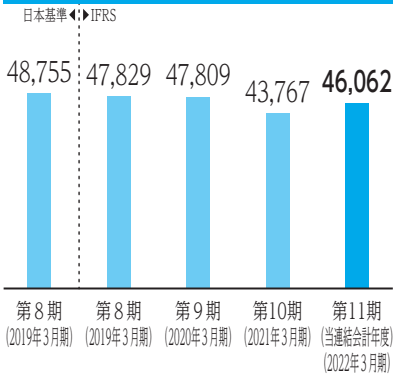


## 営業利益 （単位：百万円）

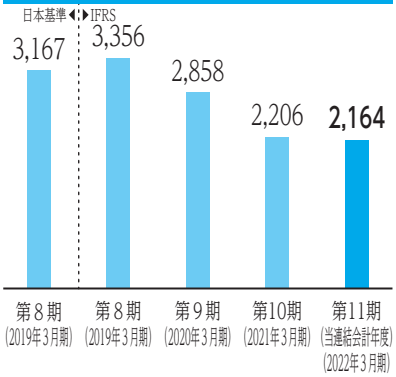


## 親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益 （単位：百万円）

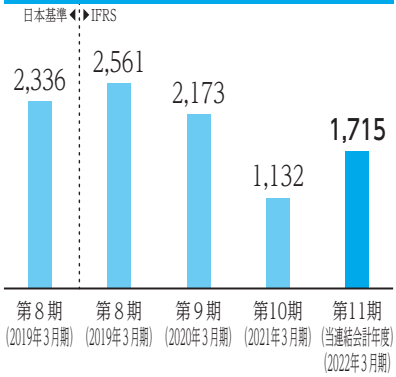


## 1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益 （単位：円）

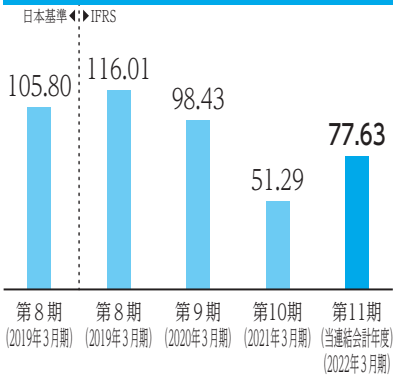


## 総資産／資産合計 （単位：百万円）

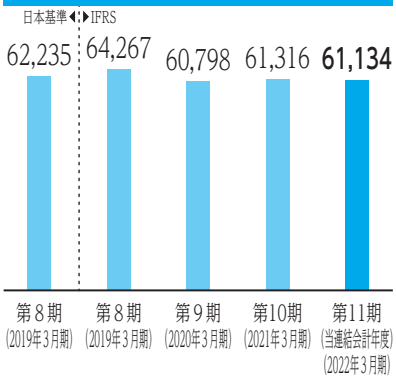


## 純資産／資本合計 （単位：百万円）

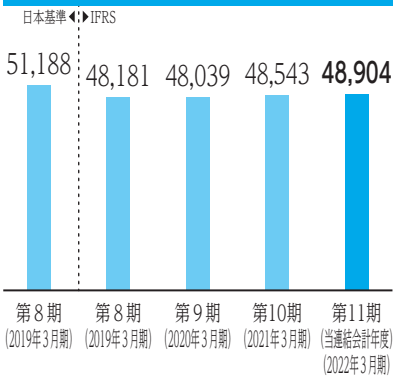


## 1株当たり純資産／1株当たり親会社所有者帰属持分 （単位：円）

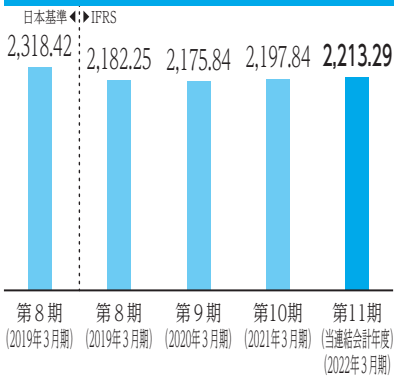


（注）科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。

## (3) 重要な親会社および子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金(百万円) | 出資比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 新豊食品株式会社 | 90 | 100 | 砂糖等の加工および包装 |
| ツキオカフィルム製薬株式会社 | 30 | 100 | 箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業 |
| 日新サービス株式会社 | 90 | 100 | 合成樹脂等の販売 |
| 株式会社日新ウエルネス | 90 | 100 | フィットネスクラブの運営 |
| ニューポート産業株式会社 | 900 | 100 | 冷蔵倉庫・港湾運送業 |

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名 | 資本金(百万円) | 出資比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 新東日本製糖株式会社 | 6,174 | 50 | 精製糖等の製造 |
| 新光糖業株式会社 | 300 | 50 | 国産分蜜糖の製造、販売 |
| 新中糖産業株式会社 | 457 | 28.9 | 不動産賃貸業 |

### ④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.6%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

## (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの長期化を受け、各種商品市況の高止まりや金融市場への影響による景気の先行き不透明感が強まることで、世界経済は、コロナ禍前への回帰を期待するものの、更なる危機拡大に見舞われ、その収束はいまだに不透明な状況です。2022年度も、新型コロナウイルスの影響のみならず、地政学リスクに起因する広範囲での不確実性の高まりにより、先行きを見通すことが大変難しい状況にあります。

このような状況で、まずは全社員一丸となって、各事業のセグメントにおいて、従来以上に採算性を重視した効率的なオペレーションと更なるコスト削減を進めることで、業績の早期回復に努めてまいります。そして、事業環境の変化を適切に捉え、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長、事業領域の拡大に向けた取り組みを着実に進め、プライム市場の上場会社として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

精製糖事業におきましては、国内砂糖消費量は漸減傾向が続き、2022年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける可能性が想定され、消費の落ち込みは避けられず、更には、原材料価格の高騰が続くことが予想されることで、非常に厳しい市場環境が見込まれます。こうした状況のもと、当社は、生活必需品である砂糖を消費者の皆様に安定供給し、社会的責任を果たすことを最優先として取り組んでまいります。その上で、生産から販売までの最適化の検討ときび砂糖など高付加価値品の推進を軸とした商品力・販売力の強化に努めて業績の回復・向上を目指します。加えて、業界再編の動きが更に加速していくことが予想される中、この動きに適切に対応するため、同事業における経営効率・経営品質の向上に努めてまいります。

その他食品事業におきましては、子会社のツキオカフィルム製薬株式会社において、引き続き新型コロナウイルス感染症による消費減退の影響を受けましたが、箔押事業、食用純金箔事業、フィルム事業それぞれにおいて新規顧客の獲得に努め、フィルム事業では新たな用途開発により、業績の回復・向上に努めてまいります。また、当社の機能性商材としてオーラルケア分野で期待の持てるサイクロデキストラン（ＣＩ）に加え、腸内環境改善に資するカップオリゴの取り組みも更に前進させてまいります。

健康産業事業におきましては、コロナ禍による営業の自粛要請やまん延防止等重点措置等による人流抑制下に、各店舗運営でのDX化の推進と適切な運営体制に見直すこと

で、採算性・効率性の向上を図り、収益力改善と下方耐性強化に努めてまいりました。今後も継続して感染防止策を徹底し、お客様の健康維持増進に貢献し、安全・安心なサービスを提供すると共に、新常態における店舗運営体制を構築し、早期の業績回復を目指してまいります。

倉庫事業におきましては、既存取引先との安定した取引を継続、今後も物流需要に的確に応え、新規取引先の開拓を進め、適正な在庫水準の維持、稼働率の向上を目指してまいります。

経営基盤の強化の一つとして取り組んできたCSR経営の推進について、ESGを含むサステナビリティが重要な経営課題との意識が高まる中で、より積極的かつ能動的な対応を一層推進させるためにサステナビリティ推進委員会を新設しました。今後も、社員が会社とともに成長する風土と体制づくりを深化させ、人材育成、業務の効率化、生産性向上、リスク管理、サステナビリティ推進の各分野の強化に注力してまいります。

## 【当社と伊藤忠製糖株式会社の経営統合に関する基本合意書の締結について】

当社と伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）との経営統合に向けた基本合意書の締結につきまして、2022 年６月 10 日に公表いたしました。

我が国の砂糖産業を取り巻く環境においては、人口減少、低甘味・低カロリー嗜好による砂糖代替品の台頭、他国との経済連携協定等による競争の激化、近年の原料価格高騰等、不透明かつ厳しさが増す事業環境となっており、事業環境の変化への柔軟な対応、事業基盤の更なる強化と経営の効率化は喫緊の課題となっています。

こうした事業環境の中で、本経営統合を通じて、砂糖の安定的な供給体制をより一層盤石なものとすることで、事業ポートフォリオを強化し、強固な収益基盤を構築することによって、「食」と「健康」で豊かな生活の実現に貢献できる企業グループとして、持続的な成長と企業価値の向上を目指すことを目的として、今般、伊藤忠製糖と経営統合に向けて本格的な協議をすることについて合意いたしました。

現時点で想定している本経営統合の形態は、当社を完全親会社とする株式交換により伊藤忠製糖を完全子会社化し、同時に当社日新製糖は会社分割により、新設子会社に対して事業の継承を行い、純粋な持株会社となります。なお、今後の協議の進展に伴い、本経営統合の形態は変更される可能性がございます。

また、本持株会社は、東証プライム市場での上場を継続いたします。

本経営統合に関する最終契約締結は、本年９月上旬を目途とし、その効力発生日は、2023 年１月１日を予定しています。

### (ご参考)

#### ①経営戦略

○精製糖事業の経営品質・経営効率No.１企業を目指します。

○当社グループの強みを活かして新たな事業・商材に挑戦し、「総合甘味サプライヤー」として拡大・成長を図ります。また、ツキオカフィルム製薬株式会社や自社技術を起点とした国内外における新たな事業展開を推進します。

○健康産業事業においては、多様化する顧客ニーズに合わせた事業展開を推進します。

○以上の取り組みを支えるため、社員が明るく、楽しく、真剣に働き、会社とともに成長する風土と体制作りを始めとし、生産性向上、リスク管理、サステナビリティ推進の各分野における経営基盤の強化に注力してまいります。

## ②サステナビリティ基本方針

当社グループは、当社グループの経営理念である「豊かで快適な生活の実現のため、『食』と『健康』で貢献する。」を実現するために、「様々なステークホルダーとの信頼関係のもとに、事業活動を通じて、持続可能な社会の発展に貢献していく」ことを行動規範の中核におき、中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、法令および企業倫理を遵守し、社会の一員として、従業員・取引先・消費者・地域社会への貢献、地球環境への配慮等の社会的責任を果たし、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

サステナビリティの推進は、経営品質の向上に繋がるとの考えのもと、国連ＳＤＧｓ（持続可能な開発のための目標）の目標年度である2030年度における当社の「ありたい姿」を、以下の６つの重点領域として定め、重点領域を支える「事業活動の基盤」分野も含め、ＥＳＧ観点を意識した中長期目標を設定し、社会の持続可能な発展と自社の成長を両立させるべく、サステナビリティ推進委員会を中心に全社的に取り組んでまいります。

| | | 関連するSDGs |
|---|---|---|
| 重点領域１ | 食と健康を通じた楽しいライフスタイルの提案 | 3 すべての人に健康と福祉を<br>12 つくる責任 つかう責任 |
| 重点領域２ | 環境に配慮した事業プロセスの追求 | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 重点領域３ | 責任ある原材料調達の実現 | |
| 重点領域４ | 安全・安心で高品質な製品・サービスの提供 | 2 飢餓をゼロに |
| 重点領域５ | 多様な人々が活躍できる職場環境の推進 | 8 働きがいも経済成長も |
| 重点領域６ | 地域社会との共生 | 4 質の高い教育をみんなに |

また、投資家とのサステナビリティに関する建設的な対話を推進する観点から、サステナビリティに関する開示を行ってまいります。特に、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社グループの事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるＴＣＦＤ（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づく開示をしてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年３月31日現在)

当社グループは、当社、子会社７社および関連会社５社により構成されております。
主要な事業内容は以下のとおりであります。

(砂糖その他食品事業)

主に砂糖の製造および砂糖、甘味料の販売ならびに食用純金箔や可食フィルム等のその他の食品を製造・販売しております。

(健康産業事業)

主に総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」、「スポーツクラブエンターテインメントＡ－１」と女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」ならびにコンパクトジム「DO SMART（ドゥ・スマート）」、「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」、「Ａ－１ Ｌｉｇｈｔ GYM 24」を運営しております。

(倉庫事業)

主に冷蔵倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

## (6) 主要な事業所および工場等 （2022年３月31日現在）

### ① 当社

1 本社（東京都中央区）
2 仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）
3 千葉物流センター（千葉県千葉市美浜区）
　千葉工場（千葉県千葉市美浜区）
4 名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区）
5 西部営業部（大阪府大阪市城東区）
　今福工場（大阪府大阪市城東区）
6 広島営業所（広島県広島市東区）
7 福岡営業所（福岡県福岡市博多区）

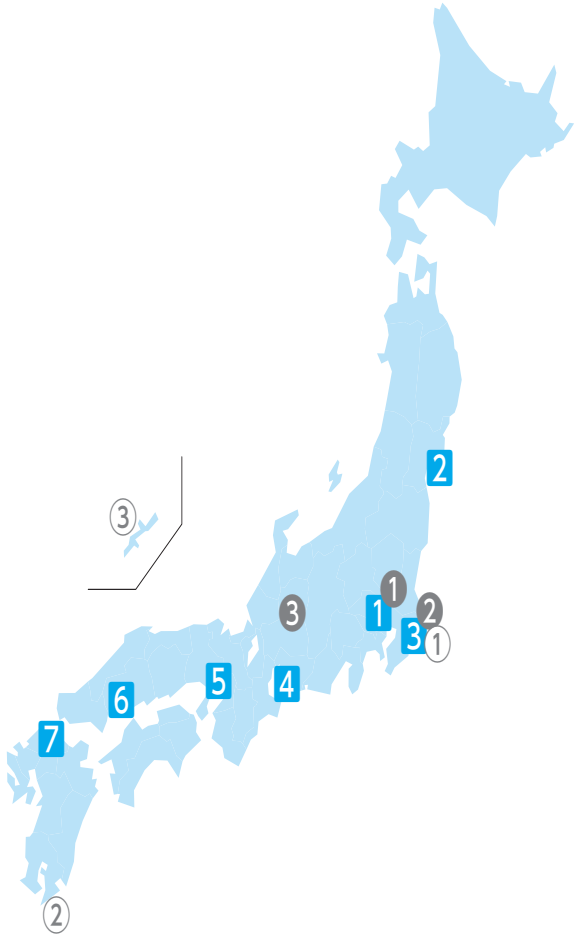


### ② 子会社

❶ 株式会社日新ウエルネス（東京都中央区）
　日新サービス株式会社（東京都中央区）
❷ 新豊食品株式会社（千葉県千葉市美浜区）
　ニューポート産業株式会社（千葉県千葉市美浜区）
❸ ツキオカフィルム製薬株式会社（岐阜県各務原市）

### ③ 関連会社

① 新東日本製糖株式会社（千葉県千葉市美浜区）
② 新光糖業株式会社（鹿児島県熊毛郡）
③ 新中糖産業株式会社（沖縄県中頭郡）

（ご参考）株式会社日新ウエルネスが運営するスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ
豊洲（東京都江東区）、南砂町（東京都江東区）、上里（埼玉県児玉郡）、羽生（埼玉県羽生市）、高崎（群馬県高崎市）

【BLEDA（ブレダ）】ホットヨガ＆コラーゲンスタジオ
上里（埼玉県児玉郡）、伊奈（埼玉県北足立郡）、浦和美園（埼玉県さいたま市）、新前橋（群馬県前橋市）、野田（千葉県野田市）

【DO SMART（ドゥ・スマート）】バジェット型トレーニングジム
野田（千葉県野田市）、本庄（埼玉県本庄市）

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ
笹塚（東京都渋谷区）、町田（東京都町田市）

【A-1 EXPRESS】24時間ジム
明大前（東京都世田谷区）、千歳烏山（東京都世田谷区）、代田橋（東京都世田谷区）、西永福（東京都杉並区）、浜田山（東京都杉並区）、桜上水（東京都杉並区）、つつじヶ丘（東京都調布市）、柴崎（東京都調布市）、調布（東京都調布市）、吉祥寺（東京都武蔵野市）、玉川学園前（東京都町田市）、向ヶ丘遊園（神奈川県川崎市）、淵野辺（神奈川県相模原市）、小田急相模原（神奈川県座間市）

【A-1 LightGYM24】バジェット型24時間ジム
代田橋（東京都世田谷区）、杉並宮前（東京都杉並区）

## (7) 使用人の状況 (2022年３月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 砂糖その他食品事業 | 387 (64) 名 | 8名増 (4名減) |
| 健康産業事業 | 71 (68) 名 | 2名減 (7名減) |
| 倉庫事業 | 45 (—) 名 | 1名増 (—) |
| 合　計 | 503 (132) 名 | 7名増 (11名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 260 (—) 名 | 8名増 (—) | 44.0歳 | 19.3年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年３月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 450 |
| 株式会社みずほ銀行 | 350 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 120 |

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　90,000,000株
② 発行済株式の総数　22,673,883株（自己株式578,113株を含む）
③ 株主数　14,976名
④ 大株主（上位10名）

| 株　主　名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 住友商事株式会社 | 8,296,281 | 37.5 |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL | 1,161,200 | 5.3 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,148,300 | 5.2 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 938,000 | 4.2 |
| 株式会社三井住友銀行 | 739,620 | 3.3 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 600,000 | 2.7 |
| ブルドックソース株式会社 | 399,600 | 1.8 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 310,709 | 1.4 |
| むさし証券株式会社 | 306,300 | 1.4 |
| 平野　孝憲 | 283,547 | 1.3 |

(注) 1. 当社は、自己株式を578,113株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|---|---|---|
| 取締役（社外取締役を除く） | 8,800株 | 3名 |

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2022年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 CEO | 樋　口　洋　一 | |
| 代表取締役社長 COO | 大久保　　亮 | |
| 取締役執行役員 | 三　枝　　恵 | 営業本部長 |
| 取　　締　　役 | 飯　塚　佳都子 | シティユーワ法律事務所パートナー<br>ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社キユーソー流通システム社外監査役 |
| 取　　締　　役 | 池　原　元　宏 | 野村綜合法律事務所パートナー |
| 取　　締　　役 | 南　　勝　之 | 住友商事株式会社<br>食料事業第二部長 |
| 常勤監査役 | 川　口　多津雄 | |
| 監　　査　　役 | 延　増　拓　郎 | 石嵜・山中総合法律事務所代表弁護士 |
| 監　　査　　役 | 和　田　正　夫 | 和田公認会計士事務所代表 |

(注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および取締役 南勝之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 川口多津雄氏は、長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 和田正夫氏は、2021年６月29日付でオルガノ株式会社の社外監査役を退任いたしました。
7. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏および社外取締役 池原元宏氏ならびに社外監査役 延増拓郎氏および社外監査役 和田正夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 取締役兼任者を除く2022年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
専務執行役員　森永　剛司　（事業開発部担当、㈱日新ウエルネス代表取締役社長）
専務執行役員　飯塚　裕之　（総務部・エンジニアリング部担当）
常務執行役員　砂坂　静則　（生産本部長）
常務執行役員　柴田　弥　（人事部長兼生産本部今福工場管理部長）
執行役員　佐々木　洋治（新東日本製糖㈱代表取締役社長）
執行役員　山口　康雄　（総合企画部長）
執行役員　中村　泰之　（品質保証部・お客様相談室担当）
執行役員　飯倉　聡　（ツキオカフィルム製薬㈱代表取締役社長）
9. 2022年４月１日現在の執行役員は以下の12名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
※執行役員社長　大久保　亮
専務執行役員　森永　剛司　（㈱日新ウエルネス代表取締役社長）
専務執行役員　飯塚　裕之　（総務部・エンジニアリング部担当）
常務執行役員　砂坂　静則　（生産本部長）
常務執行役員　柴田　弥　（人事部長兼生産本部今福工場管理部長）
常務執行役員　山口　康雄　（総合企画部長）
執行役員　佐々木　洋治（新東日本製糖㈱代表取締役社長）
執行役員　中村　泰之　（商品開発部長、品質保証部・お客様相談室担当）
執行役員　飯倉　聡　（ツキオカフィルム製薬㈱代表取締役社長）
※執行役員　三枝　恵　（営業本部長）
執行役員　小川　人嗣　（生産本部今福工場長兼工務部長）
執行役員　大場　健司　（財務部長）

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

**イ．当該保険契約の被保険者の範囲**

・当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員

・当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

**ロ．当該保険契約の内容の概要**

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、１年毎に契約更新をしており、保険料については当社および当社のすべての子会社が全額負担しております（ただし、当該保険契約更新前の2021年６月までは、保険料全体の10％にあたる額を当社取締役および監査役が負担しておりました。）。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|
| | | 固定報酬 | 譲渡制限付株式報酬 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 146<br>(21) | 131<br>(21) | 15<br>(—) | 8名<br>(4名) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 28<br>(10) | 28<br>(10) | —<br>(—) | 3名<br>(2名) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 174<br>(32) | 159<br>(32) | 15<br>(—) | 11名<br>(6名) |

（注）1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役は２名）であります。

3. 2020年６月25日開催の第９回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は３名）であります。

4. 当事業年度末日現在の取締役は６名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。

### ロ. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬等検討委員会（以下、「指名・報酬等検討委員会」という。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬等検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系といたします。また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準といたします。

## 取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系としております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

### （固定報酬）

固定報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、指名・報酬等検討委員会において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定いたします。そのうえで、個人別の固定報酬額を、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役（最高経営責任者）が、指名・報酬等検討委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給しております。

### （譲渡制限付株式報酬）

当社の株式価値と取締役（社外取締役を除く）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、非金銭報酬として、いわゆる事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬額は、毎年、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の年間報酬基礎額とその発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎に、指名・報酬等検討委員会において、会社の経営状況を勘案したうえで検討し、株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定いたします。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに服する当社普通株式とし、株主総会で承認された譲渡制限付株式総数を上限に、決定した譲渡制限付株式報酬額を上記株価で除した数の株式を、指名・報酬等検討委員会において検討したうえで、取締役会の決議により割り当てます。なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社に対して金銭報酬の債権全部を現物出資の方法で給付する

ことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。譲渡制限の期間は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間といたします。

**（固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合）**

個人別の取締役（社外取締役を除く）の報酬における、固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の構成割合を基準に、指名・報酬等検討委員会が答申案を策定し、これに基づき、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役（最高経営責任者）が決定いたします。

### ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長樋口洋一（最高経営責任者）に対し各取締役の固定報酬の額について、決定を委任しております。委任した理由は、執行役員を兼任しない取締役が、各取締役の報酬等の決定を行うことにより、透明性・客観性を担保するためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬等検討委員会の答申案に基づき決定をいたしております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キユーソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.6％を所有する資本関係があります。

・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所の代表弁護士であります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|
| 取締役 飯塚佳都子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。<br>また、指名・報酬等検討委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 池原元宏 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。<br>また、指名・報酬等検討委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 南勝之 | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。<br>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。 |
| 監査役 延増拓郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 和田正夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。 |

（注）取締役 南勝之氏は、2021年6月25日開催の第10回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員とは異なります。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 名称　　東陽監査法人

### ② 報酬等の額

| | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 44 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

## ⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

### イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

### ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

### ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

### ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

### ホ．その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

### ⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

### ⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

### ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

### ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通じて緊密な連携を図る体制を確立する。

### ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

### ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

## B．運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に１回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。

ロ．「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

ハ．取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。

ニ．当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2022年3月31日現在6名で構成する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ．2022年3月31日現在10名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示のもと、業務を執行しています。

経営会議を原則として週１回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

### ⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

### ⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

### ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

### ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

### ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

## ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的に実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

## ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 第11期<br>2022年3月31日現在 |
|---|---|
| **資産** | |
| **流動資産** | |
| 現金及び現金同等物 | 7,649 |
| 営業債権及びその他の債権 | 4,827 |
| その他の金融資産 | 6,140 |
| 棚卸資産 | 6,204 |
| その他の流動資産 | 255 |
| **流動資産合計** | **25,078** |
| **非流動資産** | |
| 有形固定資産 | 11,238 |
| 使用権資産 | 2,787 |
| のれん | 2,515 |
| 無形資産 | 311 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 11,925 |
| その他の金融資産 | 5,960 |
| 退職給付に係る資産 | 670 |
| 繰延税金資産 | 142 |
| 営業債権及びその他の債権 | 5 |
| その他の非流動資産 | 498 |
| **非流動資産合計** | **36,056** |
| **資産合計** | **61,134** |

| 科目 | 第11期<br>2022年3月31日現在 |
|---|---|
| **負債及び資本** | |
| **負債** | |
| **流動負債** | |
| 借入金 | 1,300 |
| 営業債務及びその他の債務 | 3,028 |
| リース負債 | 944 |
| その他の金融負債 | 32 |
| 未払法人所得税等 | 403 |
| その他の流動負債 | 1,889 |
| **流動負債合計** | **7,597** |
| **非流動負債** | |
| 営業債務及びその他の債務 | 0 |
| リース負債 | 2,908 |
| その他の金融負債 | 108 |
| 退職給付に係る負債 | 262 |
| 引当金 | 419 |
| 繰延税金負債 | 896 |
| その他の非流動負債 | 35 |
| **非流動負債合計** | **4,632** |
| **負債合計** | **12,230** |
| **資本** | |
| 資本金 | 7,000 |
| 資本剰余金 | 11,614 |
| 自己株式 | △ 292 |
| その他の資本の構成要素 | 1,488 |
| 利益剰余金 | 29,093 |
| **親会社の所有者に帰属する持分合計** | **48,904** |
| **資本合計** | **48,904** |
| **負債及び資本合計** | **61,134** |

# 連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第11期<br>2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで |
|---|---|
| 売上収益 | 46,062 |
| 売上原価 | 37,854 |
| **売上総利益** | **8,207** |
| 販売費及び一般管理費 | 6,168 |
| その他の収益 | 166 |
| その他の費用 | 41 |
| **営業利益** | **2,164** |
| 金融収益 | 89 |
| 金融費用 | 58 |
| 持分法による投資利益 | 219 |
| **税引前利益** | **2,414** |
| 法人所得税費用 | 699 |
| **当期利益** | **1,715** |
| **当期利益の帰属** | |
| 親会社の所有者 | 1,715 |
| 非支配持分 | – |
| **当期利益** | **1,715** |

# 連結持分変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | キャッシュ・フロー・ヘッジ | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |
| 2021年4月1日残高 | 7,000 | 11,603 | △296 | 3 | 1,401 |
| 当期利益 | – | – | – | – | – |
| その他の包括利益 | – | – | – | 127 | 50 |
| 当期包括利益合計 | – | – | – | 127 | 50 |
| 自己株式の取得 | – | – | △0 | – | – |
| 配当金 | – | – | – | – | – |
| 株式報酬取引 | – | 10 | 4 | – | – |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | – | – | – | – | 0 |
| 非金融資産への振替 | – | – | – | △95 | – |
| 所有者との取引額合計 | – | 10 | 4 | △95 | 0 |
| 2022年3月31日残高 | 7,000 | 11,614 | △292 | 35 | 1,453 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他の資本の構成要素 | | 利益剰余金 | 合計 | |
| | 確定給付制度の再測定 | 合計 | | | |
| 2021年4月1日残高 | – | 1,405 | 28,830 | 48,543 | 48,543 |
| 当期利益 | – | – | 1,715 | 1,715 | 1,715 |
| その他の包括利益 | 6 | 184 | – | 184 | 184 |
| 当期包括利益合計 | 6 | 184 | 1,715 | 1,899 | 1,899 |
| 自己株式の取得 | – | – | – | △0 | △0 |
| 配当金 | – | – | △1,458 | △1,458 | △1,458 |
| 株式報酬取引 | – | – | – | 15 | 15 |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | △6 | △5 | 5 | – | – |
| 非金融資産への振替 | – | △95 | – | △95 | △95 |
| 所有者との取引額合計 | △6 | △101 | △1,452 | △1,538 | △1,538 |
| 2022年3月31日残高 | – | 1,488 | 29,093 | 48,904 | 48,904 |

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 第11期<br>2022年3月31日現在 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **22,771** |
| 現金及び預金 | 8,160 |
| 売掛金 | 3,623 |
| 有価証券 | 4,600 |
| 商品及び製品 | 3,390 |
| 仕掛品 | 637 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,928 |
| 前払費用 | 110 |
| 関係会社短期貸付金 | 103 |
| その他 | 218 |
| **固定資産** | **33,945** |
| **有形固定資産** | **12,158** |
| 建物 | 2,299 |
| 構築物 | 119 |
| 機械及び装置 | 1,612 |
| 車両運搬具 | 4 |
| 工具器具備品 | 165 |
| 土地 | 7,809 |
| リース資産 | 36 |
| 建設仮勘定 | 110 |
| **無形固定資産** | **489** |
| ソフトウェア | 127 |
| のれん | 338 |
| その他 | 24 |
| **投資その他の資産** | **21,297** |
| 投資有価証券 | 3,323 |
| 関係会社株式 | 13,143 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,721 |
| 前払年金費用 | 810 |
| その他 | 308 |
| 貸倒引当金 | △ 9 |
| **資産合計** | **56,717** |

| 科目 | 第11期<br>2022年3月31日現在 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **5,390** |
| 買掛金 | 2,098 |
| 短期借入金 | 1,642 |
| リース債務 | 14 |
| 未払金 | 126 |
| 未払費用 | 849 |
| 未払法人税等 | 360 |
| 賞与引当金 | 255 |
| その他 | 44 |
| **固定負債** | **2,183** |
| リース債務 | 14 |
| 繰延税金負債 | 771 |
| 資産除去債務 | 206 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,077 |
| その他 | 112 |
| **負債合計** | **7,573** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **45,957** |
| **資本金** | **7,000** |
| **資本剰余金** | **24,336** |
| 資本準備金 | 1,750 |
| その他資本剰余金 | 22,586 |
| **利益剰余金** | **14,913** |
| その他利益剰余金 | 14,913 |
| 繰越利益剰余金 | 14,913 |
| **自己株式** | **△ 292** |
| **評価・換算差額等** | **3,186** |
| その他有価証券評価差額金 | 959 |
| 繰延ヘッジ損益 | 35 |
| 土地再評価差額金 | 2,191 |
| **純資産合計** | **49,143** |
| **負債純資産合計** | **56,717** |

# 損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第11期<br>2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで |
|---|---|
| **売上高** | **39,439** |
| **売上原価** | **32,116** |
| **売上総利益** | **7,322** |
| **販売費及び一般管理費** | **5,226** |
| **営業利益** | **2,096** |
| **営業外収益** | **194** |
| 受取利息 | 35 |
| 受取配当金 | 146 |
| その他 | 12 |
| **営業外費用** | **24** |
| 支払利息 | 11 |
| 支払手数料 | 11 |
| その他 | 1 |
| **経常利益** | **2,266** |
| **特別利益** | **1** |
| 投資有価証券売却益 | 1 |
| **特別損失** | **348** |
| 固定資産除却損 | 12 |
| 関係会社株式評価損 | 336 |
| **税引前当期純利益** | **1,918** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 602 |
| 法人税等調整額 | 84 |
| **当期純利益** | **1,232** |

# 株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 7,000 | 1,750 | 22,579 | 24,329 | 15,139 | △ 296 | 46,172 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | – | – | – | – | △ 1,458 | – | △ 1,458 |
| 当期純利益 | – | – | – | – | 1,232 | – | 1,232 |
| 自己株式の取得 | – | – | – | – | – | △0 | △0 |
| 株式報酬取引 | – | – | 6 | 6 | – | 4 | 11 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額) | – | – | – | – | – | – | – |
| 当期変動額合計 | – | – | 6 | 6 | △ 225 | 4 | △ 214 |
| 当期末残高 | 7,000 | 1,750 | 22,586 | 24,336 | 14,913 | △ 292 | 45,957 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 997 | 3 | 2,191 | 3,193 | 49,365 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | – | – | – | – | △ 1,458 |
| 当期純利益 | – | – | – | – | 1,232 |
| 自己株式の取得 | – | – | – | – | △0 |
| 株式報酬取引 | – | – | – | – | 11 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額) | △ 38 | 31 | – | △ 7 | △ 7 |
| 当期変動額合計 | △ 38 | 31 | – | △ 7 | △ 221 |
| 当期末残高 | 959 | 35 | 2,191 | 3,186 | 49,143 |

# 連結注記表

**（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）**

**1．連結計算書類の作成基準**

当社およびその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

**2．連結の範囲に関する事項**

**連結子会社の数**……５社

**連結子会社の名称**……新豊食品㈱、ツキオカフィルム製薬㈱、日新サービス㈱、㈱日新ウエルネス、ニューポート産業㈱

**3．持分法の適用に関する事項**

**持分法適用会社の数**……３社

**持分法適用会社の名称**……新東日本製糖㈱、新光糖業㈱、新中糖産業㈱

**4．連結子会社の事業年度等に関する事項**

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

**5．会計方針に関する事項**

**⑴　金融資産**

イ．当初認識および測定

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）に分類しています。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

ａ．償却原価で測定する金融資産

当社グループは以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみのキャッシュ・フローが生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

b．FVTPL金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、FVTPL金融資産に分類しています。FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および売却損益は純損益として認識しています。

c．FVTOCI金融資産

当社グループは原則として資本性金融商品をFVTOCI金融資産に指定しています。

FVTOCI金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、当該FVTOCI金融資産の認識の中止に伴い、利益剰余金に振り替えています。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については純損益で認識しています。

ロ．金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。

ハ．金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

### ⑵ デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しています。為替予約取引は、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

為替予約の公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺する

に際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。

ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

### ⑶ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における棚卸資産の見積販売価額から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しています。

### ⑷ 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、および資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物　　2－60年
・機械装置及び運搬具　　2－17年
・工具器具及び備品　　2－20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### ⑸ のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、毎期および減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識しています。なお、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

### ⑹ 無形資産（のれんを除く）

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

| | |
|---|---|
| ・ソフトウエア | 5年 |
| ・商標権 | 10年 |
| ・顧客関連資産 | 8年 |

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### ⑺ リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しています。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法で認識しています。

新型コロナウイルス感染症の直接の結果として生じる賃料減免のうち所定の要件を満たすものについて、実務上の便法を適用しています。

### ⑻ 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れています。

### ⑼ 従業員給付

イ．退職後給付

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付制度資産の純額を次のいずれか低い方で測定しています。

・当該確定給付制度の積立超過額

・資産上限額（アセット・シーリング）

ロ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

有給休暇（永年勤続休暇含む）については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に負債として認識しています。

### ⑽ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

### ⑾ 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。

当社グループは、通常の商取引において提供される商品の販売、サービスおよびその他の販売に係る収益を以下の５ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

製品および商品販売に係る収益

製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、上記の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務を充足したことにより、当社グループが顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。

サービスおよびその他の販売に係る収益

サービスおよびその他の販売に係る収益には、健康産業事業における会費収入、倉庫事業における入出庫保管料、受託加工などの収益が含まれています。顧客へ移転する事を約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点または一定期間にわたり認識しています。

収益の本人代理人の判定

当社グループは、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、または顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロスまたはネット、いずれの方法で認識した場合でも、営業利益および当期利益に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財またはサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて、特定された財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益をグロスで認識するための判断要素として、次の指標を考慮しています。

・当社グループが、特定された財またはサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。

・特定された財またはサービスが顧客に移転される前、または顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。

・特定された財またはサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

### ⑿ 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

## 6．その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

**(会計上の見積りに関する注記)**

ＩＦＲＳに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産の減損テストの仮定を見直しています。なお、新型コロナウイルス感染症による影響について、国内の経済活動が徐々に改善するものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける環境が続くと仮定し、将来キャッシュ・フローを算定しています。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

**⑴ 非金融資産の減損**

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率および長期成長率等について一定の仮定を設定しています。減損の判定は、社内における評価を行い、経営者が必要と判断する場合は第三者による評価を利用しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

イ．減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、健康産業事業を営む㈱日新ウエルネスは新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、減損の兆候があると判断し資金生成単位の回収可能価額を見積った結果、帳簿価額2,980百万円を上回っており、減損損失は発生していません。

ロ．のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、毎期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しています。

のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 砂糖その他食品事業 | 1,789百万円 |
| 健康産業事業 | 726百万円 |
| 合計 | 2,515百万円 |

当連結会計年度において、回収可能価額は資金生成単位の帳簿価額を上回っています。

### ⑵ 確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

確定給付制度債務および制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債および資産の純額との関係は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 積立型の確定給付制度債務の現在価値 | 2,969百万円 |
| 制度資産の公正価値 | △4,181百万円 |
| アセット・シーリングの影響 | 529百万円 |
| 小計 | △682百万円 |
| 非積立型の確定給付制度債務の現在価値 | 274百万円 |
| 確定給付制度債務および制度資産の純額 | △407百万円 |

| | |
|---|---|
| 連結財政状態計算書上の金額 | |
| 退職給付に係る負債 | 262百万円 |
| 退職給付に係る資産 | △670百万円 |
| 連結財政状態計算書に計上された確定給付負債および資産の純額 | △407百万円 |

### ⑶ 引当金

当社グループは、資産除去債務を引当金として連結財政状態計算書に計上しています。引当金は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した額は419百万円です。

### ⑷ 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 従業員給付 | 191百万円 |
| 固定資産 | 203百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 49百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 21百万円 |
| その他 | 202百万円 |
| 合計 | 667百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産 | △424百万円 |
| 退職給付に係る資産 | △205百万円 |
| その他の金融資産 | △701百万円 |
| その他 | △89百万円 |
| 合計 | △1,420百万円 |

### ⑸ 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容および金額については、「金融商品に関する注記」に記載しています。

### ⑹ 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。当社グループにおいて、重要な偶発負債はありません。

## （連結財政状態計算書に関する注記）

⑴資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権　　0百万円

⑵有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額　　24,041百万円

## （連結持分変動計算書に関する注記）

### 1．発行済株式の種類および総数に関する事項

| | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | 千株 | 千株 | 千株 | 千株 |
| 普通株式 | 22,673 | - | - | 22,673 |

### 2．配当に関する事項

#### ⑴　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2021年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 728百万円 | 33円 | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |
| 2021年11月9日<br>取締役会 | 普通株式 | 729百万円 | 33円 | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

#### ⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、提案しています。

| 議案 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 751百万円 | 34円 | 2022年3月31日 | 2022年6月29日 |

（金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および公正価値について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

## 2．金融商品の公正価値等に関する事項

イ．金融商品の公正価値の算定方法

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（株式）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値については外部機関の評価または観察可能な価格を直接あるいは間接に参照して算出する方法と修正純資産方式とを銘柄ごとに適用して算定しています。

（ヘッジ会計を適用していないデリバティブ）

デリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格、または為替レートおよび金利等の観察可能なインプットに基づき算定しています。

ロ．公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の３つに区分しています。

レベル１：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

（百万円）

| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 資産： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | － | 75 | 31 | 106 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 株式及び出資金 | 2,606 | － | 2,308 | 4,915 |
| ヘッジ会計を適用しているデリバティブ金融資産 | － | 50 | － | 50 |
| 合計 | 2,606 | 126 | 2,340 | 5,073 |

ハ．評価プロセス

レベル３に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手続に従い、評価担当者が、公正価値を測定しています。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

レベル３に分類した非上場株式は、類似企業比較法および純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しています。

レベル３に分類した金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりです。
なお、当連結会計年度において、レベル１、２および３の間の移動はありません。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 2,211百万円 |
| 利得及び損失合計 | 129百万円 |
| 純損益(注）１ | △0百万円 |
| その他の包括利益 | 129百万円 |
| 購入 | 2百万円 |
| 売却 | △2百万円 |
| 期末残高 | 2,340百万円 |

（注）１．連結損益計算書の「金融費用」に含まれています。

**(投資不動産に関する注記)**

投資不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

**(収益認識に関する注記)**

１.収益の分解情報

（百万円）

| | 砂糖その他食品 | 健康産業 | 倉庫 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 売上収益 | 42,172 | 2,317 | 1,571 | 46,062 |

２.収益を理解するための基礎となる情報

砂糖その他食品事業

砂糖をはじめとした甘味料やその他食品等の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

健康産業事業

運営するスポーツクラブ等において、会員に対して種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費については契約期間にわたって収益認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内に受領しています。

倉庫事業

倉庫を運営し、取引先の指示に基づき、保管、入庫、出庫、配送、港湾荷役等のサービスを提供することを履行義務としています。保管については時の経過に基づき、その他業務については業務完了に基づいて履行義務が充足されると判断しており、したがって保管料については契約期間にわたって収益認識し、その他の対価について各業務量に応じて月の収益として認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内に受領しています。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ.契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりです。

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 受取手形及び売掛金 | 4,440百万円 | 4,728百万円 |
| 契約負債 | 119百万円 | 79百万円 |

契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、119百万円です。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

受取手形及び売掛金は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

ロ.残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**（１株当たり情報に関する注記）**

| | |
|---|---|
| １．１株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,213円29銭 |
| ２．基本的１株当たり当期利益 | 77円63銭 |

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（その他の注記）**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 個別注記表

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

**1．資産の評価基準および評価方法**

⑴ **有価証券**

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

⑵ **デリバティブ取引**……時価法

⑶ **棚卸資産**……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

**2．固定資産の減価償却の方法**

⑴ **有形固定資産（リース資産を除く）**

……定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建　　物 | 2～50年 |
| 機械及び装置 | 2～13年 |

⑵ **無形固定資産（リース資産を除く）**

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

⑶ **リース資産**……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

**3．引当金の計上基準**

⑴ **貸倒引当金**……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵ **賞与引当金**……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

### ⑶ 退職給付引当金または前払年金費用

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

## 4．収益及び費用の計上基準

当社は、主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品の販売を行っています。これらの製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、当社が顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上高から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

## 5．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## 6．ヘッジ会計の方法

### ⑴ ヘッジ会計の方法

……繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

### ⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---|---|
| 商品先物取引 | 粗糖仕入 |
| 為替予約取引 | 外貨建金銭債権債務 |

⑶ **ヘッジ方針**……当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

### ⑷ ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

## 7．のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っています。

## 8．消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## （会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、顧客への製品および商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しています。

また、従来は主に販売費及び一般管理費および営業外費用に計上していましたリベート等の一部を、売上高から控除しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用していますが、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は2,150百万円減少し、売上原価は508百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,643百万円減少し、営業利益は１百万円増加しましたが、営業外収益は２百万円減少し、営業外費用は０百万円減少したことにより、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。これによる、計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

新型コロナウイルス感染症による影響について、国内の経済活動が徐々に改善するものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける環境が続くと仮定し、将来キャッシュ・フローを算定しています。

経営者が行った計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

### ⑴ 関係会社投融資の評価

関係会社に対する投資について、対象会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をしたうえで評価差額を「関係会社株式評価損」として計上しています。また、関係会社に対する融資についても回収可能性を検討し、回収不能見込額を「貸倒引当金」として計上しています。

実質価額の算定や回復可能性および融資の回収可能性の判断は、主として将来の不確実性を伴う関係会社の事業計画の合理性に関する経営者の判断に影響を受け、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

子会社のツキオカフィルム製薬㈱は、砂糖その他食品事業を営んでおり、同事業は新型コロナウイルス感染症による影響を受けています。その結果、投資について実質価額に著しい低下が認められ、かつ十分な回復可能性がないと判断したことから、相当の減額を行い「関係会社株式評価損」336百万円を特別損失に計上しています。

子会社の㈱日新ウエルネスは、健康産業事業を営んでおり、運転資金等として当社から2,224百万円の融資を受けています。同事業は新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けています。このため、同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討しています。その結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 関係会社短期貸付金 | 103百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,721百万円 |
| 関係会社株式 | 13,143百万円 |

### ⑵ 退職給付引当金または前払年金費用の測定

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しています。確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「前払年金費用」として計上した金額は810百万円です。

### ⑶ 資産除去債務の測定

資産除去債務は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「資産除去債務」として計上した金額は206百万円です。

### ⑷ 繰延税金資産および繰延税金負債の測定

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「繰延税金負債」として計上した金額は771百万円です。

### ⑸ 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。当事業年度の保証債務として注記した金額は56百万円です。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額

14,109百万円

2．保証債務

子会社の仕入債務について、保証を行っています。

日新サービス㈱　　56百万円

3．関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 162百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,370百万円 |
| 長期金銭債権 | 6百万円 |

4．土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,294百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 1,656百万円 |
| 仕入高 | 10,825百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 112百万円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 578,113株 |

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額および賞与引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

## （関連当事者との取引に関する注記）

### 子会社および関連会社等

（百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | ツキオカフィルム製薬㈱ | 所有<br>直接100% | － | 資金融資 | 貸付金の回収<br>（注１） | 100 | 関係会社短期貸付金 | 100 |
| | | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 1,500 |
| | ㈱日新ウエルネス | 所有<br>直接100% | － | 資金融資 | 貸付金の貸付<br>（注１） | 310 | 関係会社短期貸付金 | 3 |
| | | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 2,221 |
| 関連会社 | 新東日本製糖㈱ | 所有<br>直接50% | 兼任<br>2名 | 当社製品の製造 | 精製糖等の製造委託（注２） | 3,859 | 買掛金 | 621 |
| その他の関係会社 | 住友商事㈱ | 被所有<br>直接37.6% | － | 当社原材料の仕入 | 原材料の購入<br>（注３） | 5,062 | 買掛金 | 2 |
| その他の関係会社の子会社 | 住商フーズ㈱ | － | － | 当社原材料の仕入および製品等の販売 | 商品・製品の販売<br>（注４） | 9,290 | 売掛金 | 362 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）ツキオカフィルム製薬㈱および㈱日新ウエルネスへの貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

（注２）精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格および新東日本製糖㈱から提示された総原価を検討の上、決定しています。

（注３）原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

（注４）商品・製品の販売価格その他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

## （収益認識に関する注記）

### 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　収益認識に関する注記　砂糖その他食品事業」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

## （１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　2,224円12銭

２．１株当たり当期純利益　　55円78銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　佐山正則
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　井澤浩昭
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　大島充史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日新製糖株式会社
取締役会　御中

**東陽監査法人**

東京事務所
指定社員　業務執行社員　公認会計士　佐山正則
指定社員　業務執行社員　公認会計士　井澤浩昭
指定社員　業務執行社員　公認会計士　大島充史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新製糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役等が主要な子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　川　口　多津雄　㊞

監　査　役　延　増　拓　郎　㊞

監　査　役　和　田　正　夫　㊞

(注) 監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

別紙３　分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表（2022年10月３日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 100 | 流動負債 | － |
| 現金及び預金 | 100 | 固定負債 | － |
| 固定資産 | － | 負債合計 | － |
| | | （純資産の部） | |
| | | 株主資本 | 100 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 評価・換算差額等 | － |
| | | 純資産合計 | 100 |
| 資産合計 | 100 | 負債純資産合計 | 100 |